

おもと園ショートステイ料金内容（ユニット型個室・1割）

①サービスの利用料金

要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円

②滞在費（1日あたり）

※R6年8月より

第1段階	820円
第2段階	820円
第3段階①	1,310円
第3段階②	1,310円
第4段階	2,006円



第1段階	880円
第2段階	880円
第3段階①	1,370円
第3段階②	1,370円
第4段階	2,066円

③食費（1日あたり）

【 補足給付 】

第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階①	1,000円
第3段階②	1,300円
第4段階	1,680円

1食ごとの計算無し			300/1,445
			600/1,445
朝 465円	昼 490円	夕 490円	1,000/1,445
			1,300/1,445
朝 480円	昼 600円	夕 600円	補足給付無し

※『滞在費』『食費』は『介護保険負担限度額認定証』によって負担額が決まります。

※1日3食召し上がらなかった場合は、1食ごとの請求となります。

『負担限度額』を超えた場合のみ補足給付が行われる。（第1・2段階のみ）

④各種加算

※別紙『加算一覧』参照ください。

ショートステイセンターおもと園各種加算一覧

●基本加算 ※全員に算定する加算です。

	支援	介護	説明(算定要件)	金額(日額)
①看護体制加算 I		○	①常勤の正看護師を1名以上配置している場合	4
②看護体制加算 II		○	②看護職員を、利用者の数が25名又は端数を増すごとに1名以上配置し、且つ24時間の連絡体制をとっている場合	8
③夜勤職員配置加算IV		○	夜勤を行う介護職員の数が国の定める最低基準(3名)を1名以上上回っている場合	20
④サービス提供体制加算	○	○	(I)以下のいずれかに該当 ①介護福祉士が80%以上配置されていること。 ②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	22
			(II)常勤職員が60%以上配置されていること。 ●算定中	18
			(III)以下のいずれかに該当 ①介護福祉士が50%以上 ②常勤職員が75%以上 ③勤続7年以上の職員が30%以上	90

⑤介護職員処遇改善加算 I	○	○	介護職員の処遇改善を図る目的で、下記の計算式により加算を算定 【基本サービス費】+【各種加算状況】×日数+送迎加算×8.3%
⑥特定処遇改善加算 I	○	○	介護職員の処遇改善を図る目的で、下記の計算式により加算を算定 【基本サービス費】+【各種加算状況】×日数+送迎加算×2.7%
⑦ベースアップ等支援加算	○	○	介護職員の処遇改善を図る目的で、下記の計算式により加算を算定 【基本サービス費】+【各種加算状況】×日数+送迎加算×1.6%

*介護職員処遇改善加算は、R6.8月より下記の新加算へ1本化されます。

(新) 介護職員処遇改善加算 I	○	○	介護職員の処遇改善を図る目的で、下記の計算式により加算を算定 【基本サービス費】+【各種加算状況】×日数+送迎加算×14.0%
---------------------	---	---	--

※利用者の状況や職員体制等により、『日常生活援助支援加算』もしくは『サービス提供体制加算』(I・Iロ・II・III)のどちらかを算定します。

●対象者加算 ※対象者のみに算定する加算です。

(加算に該当する方のみ上記利用料金に追加利用料が発生致します。)

	支援	介護	説明(算定要件)	
療養食加算	○	○	医師の発行する食事箋で療養食(治療食)を提供した場合	8/1食
送迎加算	○	○	施設・在宅間で送迎を行った場合	184/片道
緊急短期入所受入加算	○	○	居宅介護サービス計画において、計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を行うことになった場合は、緊急受入加算として1日90単位を加算する。 ※算定対象期間は原則7日以内、但し主介護者の疾病ややむを得ない事情がある場合は14日間	90/1日

※『療養食』の提供については、医師が発行する『食事箋』が必要となります。